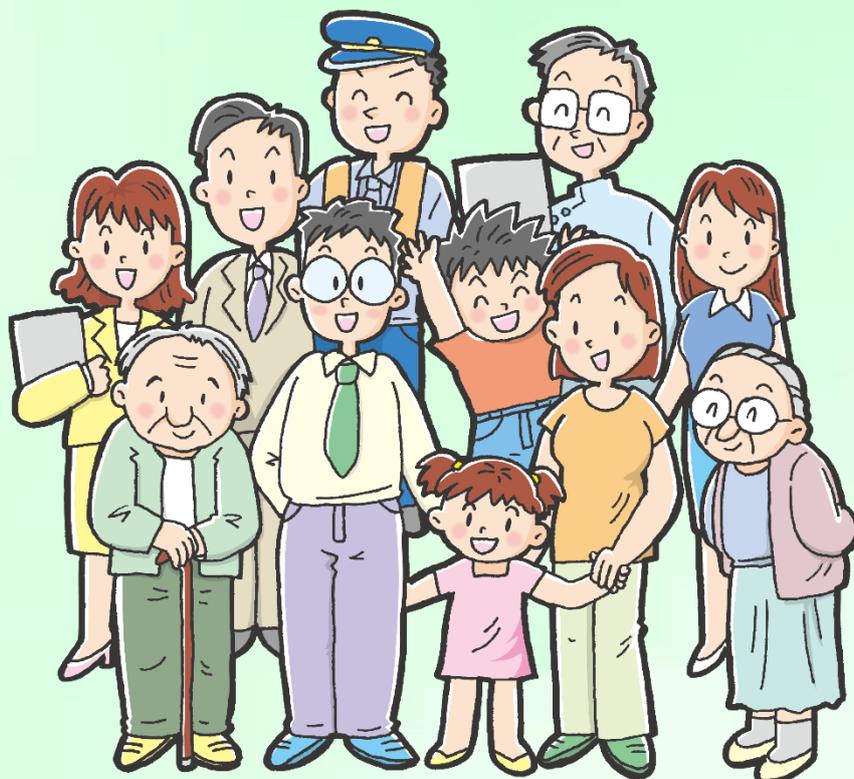


第2次高原町自殺対策行動計画

概要版

<相談窓口一覧等付き>



第2次高原町自殺対策行動計画とは

この計画は、自殺対策基本法に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえて、「市町村自殺対策計画」として策定したものです。

「誰も自殺に追い込まれることのない高原町」の実現を目指し、本計画の計画期間である令和6年度～令和10年度における本町の自殺対策について、取りまとめました。

I 自殺者数の推移

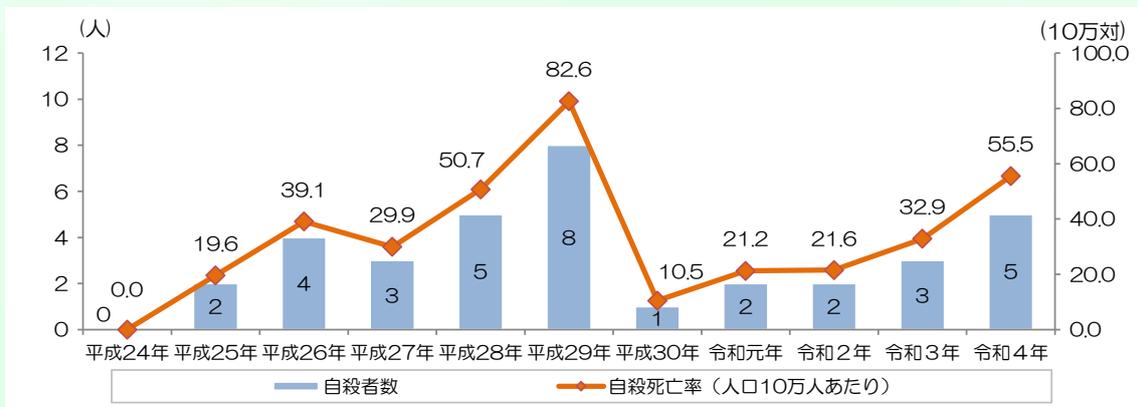
国・県の自殺者数は、減少傾向で推移してきましたが、コロナ禍の影響もあり、下げ止まりが見られる状況にあります。

高原町の自殺者数は、近年増加傾向にあり、平成30年～令和4年の5年間の自殺者数は13人となっています。また、人口10万人あたりの自殺者数（自殺死亡率）は、西諸地域を構成するえびの市、小林市も含め、宮崎県全体を上回っており、自殺対策は西諸地域全体の課題であると言える状況にあります。

国・県の自殺者数の推移



高原町の自殺者数の推移



【市町村別】自殺死亡率の比較（平成30年～令和4年）

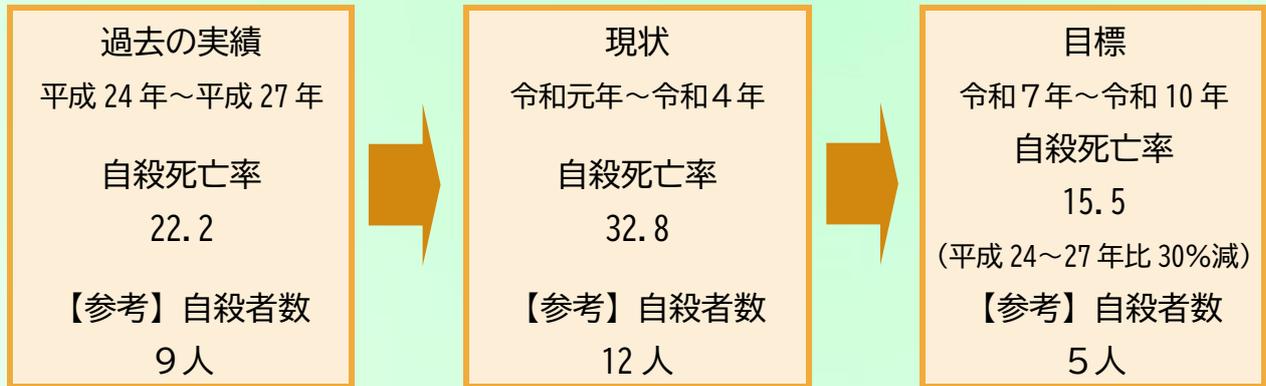


※「国・県の自殺者数の推移」は「厚生労働省：人口動態統計」、「高原町の自殺者数の推移」及び「【市町村別】自殺死亡率の比較」は「厚生労働省：地域における自殺の基礎資料」より

II 計画の考え方

1 目標

自殺総合対策大綱においては、平成 27 年の人口 10 万人あたりの自殺者数(自殺死亡率)を令和 8 年までに 30%以上減少させることを自殺対策の目標として定めています。国の方針も踏まえ、高原町では、数値目標を以下のとおり定めます。



※目標となる自殺者数(参考値)は、人口変動も加味した上で算出した数値

2 基本方針

- (1) 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連する施策との連携を強化して総合的な対策を展開する
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践的取組と啓発的取組の両輪で推進する
- (5) 町、関係団体、民間団体、企業及び町民の役割を明確化し、連携・協働を推進する
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮しながら取組を進める

3 高原町が取り組む施策

(1) 基本施策

- ① 地域におけるネットワークの強化
- ② 自殺対策を支える人材の育成
- ③ 住民への啓発と周知
- ④ 生きることの促進要因への支援
- ⑤ 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

(2) 重点施策

- ① 高齢者の自殺対策の推進
- ② 生活困窮者支援と自殺対策の連動性の向上

(3) 生きる支援の関連施策

【具体的な取組事例】



高原町自殺対策協議会



ゲートキーパー養成講座



住民への啓発活動

Ⅲ 相談窓口一覧等

こころの健康についての相談

高原町 健康課 健康推進係	0984-42-4820	月～金 ※祝祭日・年末年始除く	8：30～17：15
小林保健所 健康づくり課	0984-23-3118	月～金 ※祝祭日・年末年始除く	8：30～17：15
宮崎県精神保健福祉センター	0985-27-5663	月～金 ※祝祭日・年末年始除く	8：30～17：15
こころの電話	0985-32-5566	月～金 ※祝祭日・年末年始除く	9：00～19：00

自殺についての相談

宮崎いのちの電話	0985-89-4343 0570-783-556	年中無休	日・月・水・金 21：00～28：00 火・木・土 18：00～28：00
宮崎自殺防止センター	0985-77-9090	日・月・水・金	20：00～23：00

こころの健康に関するインターネットサイト（相談窓口一覧、ストレスチェック等）

ひなたのおせっかい	宮崎県自殺予防ポータルサイト	https://www.m-hinatanoosekkai.jp	
みやざきこころ青Tねっと	さまざまな悩みや心配事、心の病気などを抱えている方のための宮崎県民向け情報サイト	https://www.m-aot.net	
宮崎こころの保健室	10代の若者向け、こころの健康応援サイト	http://miyakoro.com	

相談窓口はインターネットサイト「みやざきこころ青Tねっと」で検索することもできます。
どこに相談したらよいかわからない場合は、

高原町 健康課 健康推進係 0984-42-4820 または
小林保健所 健康づくり課 0984-23-3118 までご連絡ください。

編集・発行 高原町 健康課 健康推進係

〒889-4412 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓360番地1

電話番号：0984-42-4820（直通）

FAX：0984-42-4550

※本概要版は令和6年3月時点の情報に基づき作成されたものであり、今後、内容等が変更になる場合があります。